

2025年5月30日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

◇ 今回の対象者：すべての保険薬局

◇ カットオフ値の算出に含める品目リストが改定され、令和7年4月調剤分から1月単位で適用できることとされました。

※別添資料は、福岡市薬剤師会のホームページに掲載しています。

<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/90333/>

7 福薬業発第71号

令和7年5月28日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人 福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

令和7年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度薬価改定に伴う令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いにつきましては、令和7年3月13日付け6福薬業発第523号にてお知らせしたところですが、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、カットオフ値の算出に含める品目リストが改定され、令和7年4月調剤分から1月単位で適用できることとされました。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。